

広川町生活支援コーディネーター等業務委託仕様書

1 目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

2 委託事業の名称

広川町生活支援コーディネーター等事業委託

3 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 根拠法令等

業務実施にあたり、本仕様のほか介護保険法（平成9年法律第123号）を根拠とする。

5 業務内容

受託者は、広川町生活支援体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 要綱第4条に規定するコーディネーターの配置及び業務を実施すること。
- (2) 要綱第5条及び第6条に規定する協議体との連携・協働に関する業務を実施すること。

6 事業計画及び報告

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに業務計画書を提出するとともに、受託期間中においては、適正な工程管理を行い、町から進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告すること。
- (2) 受託者は、業務委託期間終了後、速やかに業務の処理結果を記載した実績報告書を町に提出すること。

7 情報の取り扱いに関する事項

(1) 文書の管理

受託者は、本業務にあたって作成し、又は取得した文書については、適正な管理保存を行うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た個人情報については、広川町個人情報保護条例により適正な取り扱いをすることとし、受託者でなくなっても同様とする。

8 事業に要する経費及び支払

(1) 町は、予算の範囲内で業務の実施に要する次に掲げる経費を、委託料として受託者に支払うものとする。

ア 事業費

イ 研修費

ウ その他事業の実施に必要と認められる経費

(2) 委託料の請求及び支払の手続きについては、業務委託契約書の定めるところによる。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じ委託者、受託者で協議して定める。